

長岡市水道事業建設工事入札参加資格審査規程

昭和57年 8 月 19 日 水道局管理規程第 4 号

最近改正 令和 2 年 3 月 30 日 水道局管理規程第11号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第 2 項及び長岡市水道事業会計規程(平成14年長岡市水道局管理規程第 2 号)第 124条で準用する長岡市財務規則(平成 3 年長岡市規則第15号)第168条の規定に基づき、長岡市水道事業(簡易水道事業(小規模水道事業を含む。))を含む。以下同じ。)に伴う建設工事の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議(以下「競争入札等」という。)に参加する者に必要な資格(以下「参加資格」という。)並びにその資格審査の申請の方法、時期その他必要な事項を定めるものとする。

(建設工事入札参加資格審査等)

第 2 条 長岡市水道事業に伴う競争入札等の参加資格、資格審査の申請の方法、時期、工事の発注標準その他必要な事項については、長岡市建設工事入札参加資格審査規程(平成 7 年長岡市告示第10号。以下「市の規程」という。)を準用する。この場合において、市の規程中「市長」とあるのは、「水道事業管理者」と読み替えるものとする。

2 市の規程第 4 条の規定により市長に提出された建設工事入札参加資格審査申請書は、水道事業管理者にも提出があつたものとみなす。